

平成 28 年 5 月 9 日

同志社大学からの実施許諾を受ける契約締結のお知らせ

当社は、学校法人同志社同志社大学（以下、「同志社大学」）が出願中の角膜内皮治療薬に関する特許（以下、「本特許」）について、当社が実施許諾を受ける契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

本特許は、角膜内皮の疾患の治療に、ある特定の作用を有する化合物群が治療薬として使えることを示した発明をもとにするもので、成立すれば治療薬としてのそれらの化合物群が特許による保護の対象となります。同発明は、同志社大学が開発した画期的な病態モデルを用いた薬効評価によりなされたもので、同モデルにより新薬候補化合物の薬効評価を効率よく行うことが可能となります。当社は、本契約により、全世界における再実施許諾権付独占的实施権を取得いたします。

現在、当社は同志社大学と角膜疾患治療薬の研究開発を目的とした共同研究を行っており（※）、この共同研究を推進することにより、角膜内皮治療薬の研究開発を進めてまいります。

本契約締結に伴い、当社は契約一時金及びロイヤリティを支払うことになっております。

重度の視覚障害を生じる角膜内皮疾患に対する治療法は角膜移植しか存在しないのが現状であり、有効な治療薬の開発が望まれています。当社においても取り組む意義のある領域と考えております。

以 上

※詳細は、平成 28 年 2 月 17 日の「同志社大学との共同研究契約締結のお知らせ」をご参照ください。